

京都府介護支援専門員法定研修 感染拡大予防ガイドライン

1. はじめに

介護支援専門員の法定研修のうち、当会が実施をする「再研修」「更新研修(実務未経験者)」「専門研修・実務経験者更新研修課程Ⅰ」「専門研修・実務経験者更新研修課程Ⅱ」「主任介護支援専門員研修」「主任介護支援専門員更新研修」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため本ガイドラインを基に運営をする。受講者においても、感染防止の観点から本ガイドラインの内容を了承したうえで受講をすること。なお、このガイドラインの内容は、必要に応じ適宜改訂を行うものとする。

2. 感染症対策についての基本的事項

2-1. 人と人との距離等:3密(密閉・密集・密接)の回避

- ・研修の質を担保しつつ、人と人との接触をできる限り避けるよう実施内容を検討する。
- ・対人距離(最低1m以上)を確保した座席配置を行う。
- ・講師やスタッフ及び受講者に対する咳エチケット・マスクの着用等を徹底する。
- ・研修中の換気については、二酸化炭素濃度測定器の数値を目安に、周辺の会場との関係で可能な範囲で換気を行う。

2-2. 会場の入場制限

以下の場合、会場への入場を制限する。

- ・受付時に受講者へ実施する検温で体温が37.5度以上の場合
- ・咳等の呼吸器症状や、講師等が体調不良を認め、症状を確認して入場制限が妥当と判断した場合
- ・マスク着用等を指示しても従わない場合

2-3. 研修会場における感染症対策

- ・会場に手指消毒薬を設置する。
- ・講師やスタッフ及び受講者の手が触れる場所(ドアノブやマイク、PC等)を適宜消毒する。
- ・万が一感染が発生した場合に備え、受講者等の名簿を適正に管理する。また、座席を指定することで、当日の受講者の位置が特定できるようにする。

3. 受講者に協力を願うこと

3-1. 他者との接触を最低限にする

- ・受付時や退出時、集合場所等において、密にならないよう、対人距離(最低1m以上)を確保するよう努める。
- ・研修会場においてはマスクの着用を徹底する。着用するマスクは不織布のもの、肌荒れ等で布製のものを着用する場合はその上に不織布のものを二重にし、ウレタン製のは避ける。(吐き出し・吸い込み飛沫量ともに不織布が一番予防に効果が高いとされているため)
- ・準備できる場合は各自でフェイスシールドを着用する。(マスクと併用すると更にリスクを下げる事が期待できるため)
- ・昼食については、極力、各自が持参し指定された座席で食事をとるようにする。(不特定多数が利用する飲食店での食事は控える)また、食事をとる場合はマスクを外すため、対面での食事や会話を避ける等、感染拡大予防に努める。
- ・筆記用具等は各自で持参し共有することを避ける。
- ・指定された座席から無断で移動しない。移動が必要な場合は事前に事務局に申し出る。

3-2. 体調管理

- ・研修日以外も定期的に検温を心がけ、研修受講日7日前より毎日検温を実施する。
- ・研修受講日の体調に変化がない場合でも、受講3日前から受講当日までに発熱や咽頭痛、咳や倦怠感、味覚・嗅覚異常等の新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状が出ている場合は、事務局に事前に申し出た上で、受講を自粛する。

3-3. 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合または濃厚接触者の研修参加への判断基準は以下のとおりであるが、勝手に判断せず、必ず事前に事務局に申し出る。

◇新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合

⇒隔離解除までの間受講を自粛する

◇新型コロナウイルス感染症陽性者と濃厚接触がある場合(濃厚接触者※1)

⇒健康観察の間は受講を自粛する

◇新型コロナウイルス感染症陽性者と接触者にあたる場合(濃厚接触者以外)

⇒勤務先等の判断に基づき受講を自粛することも可能

◇研修日以前14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある場合

⇒入国後の自宅待機期間※2や健康観察の間は受講を自粛する

重要事項

新型コロナウイルス感染症関連で研修が受講できなかった場合に限り、特例の措置にて研修修了ができる方法をあらかじめ準備しているため、決して事実を隠して受講しないこと。

4. 研修の開催基準について

感染症等により京都府内において「緊急事態宣言」等が政府より発令された場合や、感染拡大の状況にあっては、やむを得ず研修の開催を「延期」・「中止」または研修の方法を一部変更することもある。また、研修会場内に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者がいることが判明した場合等は、主催者である京都府と都度協議をした上で判断する。 ※参集型の研修を行う場合もこのガイドラインを遵守していた場合は、濃厚接触者に該当しない。

※1 濃厚接触者とは「患者(確定例)」「(無症状病原体保有者)を含む。以下同じ。)の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他: 手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

(参考)国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」

<https://www.niid.go.jp/niid/images/cfeir/covid19/COVID19-02-211129.pdf>

※2 入国後の自宅待機期間の変更等について(参考厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00342.html

(令和2年7月1日作成)

(令和2年8月12日改訂)

(令和3年4月30日改訂)

(令和3年8月20日改定)

(令和3年8月24日改定)

(令和4年8月19日改定)

公益社団法人 京都府介護支援専門員会